

嘉島町第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画策定業務委託
公募型プロポーザル（書類審査）における審査基準

嘉島町第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画策定業務委託プロポーザル（書類審査）
における審査基準は以下のとおりとする。

1 評価項目及び配点について

評価項目及び項目に応じた配点を次のとおり定める。

評価項目 (大分類)	評価項目 (中分類)	配点	配分 割合
① 業務実績	同種・類似業務の受注実績はあるか、他分野の行政 計画策定業務の受注実績はあるか	10 点	10%
② 業務内容理解	法・制度、国県動向及び障害者施策を取り巻く情勢 を把握しているか、他分野関連施策の動向を把握し ているか	20 点	20%
③ 提案内容	本仕様書を満たした内容となっているか、また、独 自のノウハウを生かした業務遂行に資する支援手 法の提案はあるか	40 点	40%
④ 実施体制	業務遂行に必要な専門的な知識やノウハウを有し た人材が配置されているか	20 点	20%
⑤ 価格	見積限度額との整合性があり、提案内容に対し妥当 な価格であるか	10 点	10%
合計		100 点	100%

2 提案者が 1 社の場合の取扱いについて

提案者が 1 社の場合も、本プロポーザルによる審査及び選定は行うものとする。

3 最低水準の設定について

評価基準において、業務遂行の必要な水準を最低限満たしている標準的な提案については、項
目ごとの最高点数の 100 分の 60 としている。これを踏まえ、本プロポーザルにおける優先交
渉権者となるための最低水準は、価格点を除く項目で 60 点以上とする。